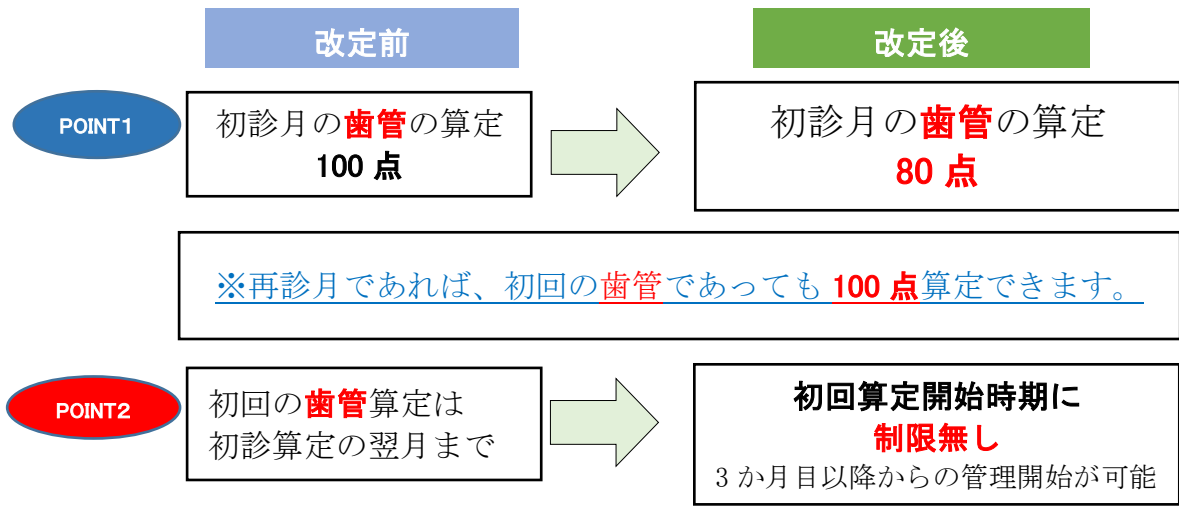


昭和大学歯学部同窓会保険通信～Vol. 17～

令和2年度診療報酬改定で取り扱いが変更された歯科疾患管理料（歯管）と新設された長期管理加算、主な改定点数の続報について解説致します。

歯科疾患管理料（歯管）関連の変更点

1、初回算定期の見直し



2、長期管理加算の新設

初診月から起算して、**6か月を超えて**歯科疾患の管理及び療養上必要な指導を行った場合、**長期管理加算**として歯管に加算できます。

「か強診」の場合	+120点
「か強診」以外の保険医療機関の場合	+100点

初診料を算定した月が起算月となります

●算定例1（表内の長期管理加算点数は「か強診」以外の場合）

初診月	2か月目	6か月目	7か月目	8か月目
歯管 80点	歯管 100点	歯管 100点	歯管 100点	歯管 100点
			長期管理加算 +100点	長期管理加算 +100点

- 初診月から起算して6か月を超えて歯科疾患の管理及び指導を行った場合に**長期管理加算**の算定ができます。（初診月での1回目の歯管算定は80点）

●算定例2 初診月及び翌月に歯管を算定せず、初診月から継続して6か月を超え1回目の歯管を算定した場合（表内の長期管理加算点数は「か強診」以外の場合）

● 初診月より3か月以上経過していても1回目の歯管の算定は可能です。

また、初診月及び翌月に歯管を算定せず、初診月から継続して6か月を超え1回目の歯管を算定した場合にも長期管理加算の算定が可能です。（長期管理加算は1回目の歯管の算定を起点とせず、初診料を算定した月が起点となります。）

※ 令和2年3月末日以前に初診料を算定したケースにも適用されます。

初診月	2か月目	6か月目	7か月目	8か月目
歯管算定無し	歯管算定無し	歯管算定無し	歯管100点	歯管100点
			長期管理加算+100点	長期管理加算+100点

例1：令和元年10月末日以前に初診料を算定した場合は、令和2年4月1日より、歯管算定と併せて長期管理加算が算定できます。

例2：令和2年2月末日以前に初診料を算定し、これまでに歯管の算定がない場合であっても、4月1日より1回目の歯管が算定できます。

「処置」「歯冠修復・欠損補綴」の主な改定点数

	項目	新点数	旧点数
処 置	象牙質レジンコーティング（1歯につき）	46	新設
	抜髄		
	単根管	230	228
	2根管	422	418
	3根管以上	596	588
	歯髄温存療法から3か月以内の抜髄		
	単根管	42	40
	2根管	234	230
	3根管以上	408	400
	直接歯髄保護処置から1か月以内の抜髄		
	単根管	80	78
	2根管	272	268
	3根管以上	446	438
	感染根管処置		
	単根管	156	150
2根管	306	300	
3根管以上	446	438	
根管貼薬処置			
単根管	30	28	
2根管	38	34	
3根管以上	54	46	
スケーリング（1/3顎）初回時		72	68
補綴物の除去	困難なもの	42	36
	著しく困難なもの	70	60
機械的歯面清掃処置		70	68

歯冠修復及び欠損補綴

う蝕歯即時充填形成 (1 歯につき)		128	126
支台築造 (材料料を含む) (1 歯につき)			
間接法	メタルコア (大白歯)	241	246
	(小白歯・前歯)	191	194
	ファイバーポスト (大白歯) 1 本	272	294
	2 本	341	385
	(小白歯・前歯) 1 本	234	256
	2 本	303	347
直接法	ファイバーポスト (大白歯) 1 本	250	272
	2 本	319	363
	(小白歯・前歯) 1 本	212	234
	2 本	281	325
	その他のコア (大白歯) (変更無し)	159	159
	(小白歯・前歯) (変更無し)	147	147
支台築造印象 (1 歯につき)		34	32
咬合印象		140	新設
接着ブリッジ装着料への内面処理加算 (接着冠ごとに加算)		+45	新設
充填1 (1 歯につき)			
イ 単純なもの		106	104
ロ 複雑なもの		158	156
金属歯冠修復 (1 個につき)			
インレー (金パラ)			
	イ. 単純 (前歯・小白歯)	360	327
	(大白歯)	440	391
	ロ. 複雑 (前歯・小白歯)	623	557
	(大白歯)	747	656
	4分の3冠 (金パラ) (前歯)	789	707
	5分の4冠 (金パラ) (小白歯)	729	647
	(大白歯)	893	778
	全部鑄造冠 (金パラ) (小白歯)	979	876
	(大白歯)	1187	1044
	レジン前装金属冠 (金パラ) (前歯・小白歯)	1828	1700
※ニッケルクロム合金は保険特定医療材料の適用より除外されました。			
非金属歯冠修復 (1 個につき)			
レジンインレー			
	イ. 単純なもの	153	133
	ロ. 複雑なもの	216	196
CAD/CAM 冠 (1 歯につき)			
CAD/CAM 冠材料(I)	} 小白歯	1428	1489
CAD/CAM 冠材料(II)		1454	新設
CAD/CAM 冠材料(III)	大白歯	1642	1733
既製金属冠 (1 歯につき)		229	新設
レジン前装金属ポンティック (1 歯につき)			
大白歯部の場合	金パラ	1338	1163
	銀合金	548	540
局部床義歯 (レジン床) (装着料・材料料を含む)			
	イ 1 歯から 4 歯まで	650	646
	ロ 5 歯から 8 歯まで	787	781
	ハ 9 歯から 11 歯まで	1087	1079
	ニ 12 歯から 14 歯まで	1518	1509
総義歯		2412	2402

歯冠修復及び欠損補綴	局部床義歯（熱可塑性樹脂有床義歯）（装着料・材料料を含む）			
	イ 1歯から 4歯まで	741	751	
	ロ 5歯から 8歯まで	965	977	
	ハ 9歯から 11歯まで	1239	1253	
	ニ 12歯から 14歯まで	1855	1871	
	総義歯	2973	2991	
	鑄造鉤（金パラ）	1. 双子鉤（大大、大小） （犬小、小小）	926	789
		2. 二腕鉤（大白歯） （小白歯） （前歯）	779 694 634 605	670 601 552 528
	（コバルトクロム合金）	1. 双子鉤（大大、大小）（犬小、小小）	256	251
		2. 二腕鉤（大白歯、小白歯、前歯）	236	233
	線鉤（不銹鋼・特殊鋼）	1. 双子鉤	229	221
	コンビネーション鉤	・二腕鉤にそれぞれ鑄造鉤と線鉤を組み合わせて製作したもの ・線鉤と鑄造レストを組み合わせて製作したもの		
		1. 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金、 線鉤に不銹鋼・特鋼を用いた場合	463 477 507	426 438 462
バー	鑄造バー	金パラ	1536	1320
		コバルトクロム合金	472	468
	屈曲バー	不銹鋼・特殊鋼	303	299
補綴隙			65	60
有床義歯修理（1床につき）	（装着料を含む）			
	少数歯欠損（1床1歯～8歯）	282	270	
	多数歯欠損（1床9歯～14歯）	312	300	
	総義歯	367	355	
有床義歯修理（1床につき）	義歯新製後6か月以内の修理			
	少数歯欠損（1床1歯～8歯）	156	150	
	多数歯欠損（1床9歯～14歯）	186	180	
	総義歯	241	235	
有床義歯内面適合法（装着料・材料料を含む）				
	軟質材料 シリコン系	1598	1607	
	6か月以内	998	1007	
	アクリル系	1530	1530	
	6か月以内	930	930	

令和2年3月31日限りで廃止・廃止延期となる経過措置医薬品があります。

令和2年3月31日限りで廃止 内服 ロキソプロフェンNa錠60mg 「テバ」
ロキソマリン錠60mg など

令和2年9月30日限まで廃止延期 外用 デキササルチン口腔用軟膏1mg/g 0.1%
デルゾン口腔用軟膏0.1% など

詳細につきましては以下の社会保険診療報酬支払基金ホームページ等でご確認ください。

https://www.ssk.or.jp/shinryohoshu/keikasochi/shinsajoho_01.html

訂正

同窓会保険通信～Vol.16～掲載の内容に下記の通り誤りがございました。
感染根管処置 単根管（1ページ目）の点数は **158点（誤）→156点（正）** お詫びして訂正いたします。